

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 22 日（金）、第 13 回の委員会が開かれました。

## 1 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 48 号）

- ・衛藤国務大臣、西村内閣官房副長官、義家法務副大臣、藤原内閣府大臣政務官、井上財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）牧島かれん君（自民）、太田昌孝君（公明）、浅野哲君（立国社）、柚木道義君（立国社）、大河原雅子君（立国社）、吉田統彦君（立国社）、大島敦君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 牧島かれん君（自民）

- （1） 新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した給付金詐欺に対する消費者庁における取組
- （2） 経済活動の再開に当たり国民や事業者が新しい生活様式を取り入れるための、消費者庁における広報活動
- （3） 各省庁における職員のテレワーク環境
  - ア 関連機材の必要数を把握し、不足分については早急に調達し、職員に配付する必要性
  - イ 通信費用が個人の負担とならないよう手当てする必要性
- （4） フェイスブック及びリクルートキャリアにおける個人情報の不適切な取扱いに対する個人情報保護委員会の対応
- （5） 災害発生時の個人情報の取扱い
  - ア 法制度上における国の行政機関、地方公共団体及び民間部門の情報連携の可否
  - イ 要配慮個人情報の取扱い
- （6） 平成 29 年の改正個人情報保護法施行後の個人情報保護をめぐる国際的な動き及び通信技術の変化についての分析
- （7） 令和元年 12 月の「個人情報保護法いわゆる 3 年ごとの見直し制度改正大綱」に対するパブリックコメントに寄せられた意見
- （8） 日・EU 間の相互の個人データ移転枠組みを構築した背景及びその効果
- （9） 本法律案
  - ア 仮名加工情報の概要
  - イ 個人データの不適正な利用に対する利用停止請求の可否
  - ウ 個人データの漏えいに対する個人情報保護委員会の対応
- （10） いわゆる 2000 個問題に対する政府における今後の取組
- （11） 官民の個人情報保護に係る規律が統一されていないことによる医療データの相互連携の課題について、今後の改善の見通し
- （12） 学術分野における官民の個人情報保護に係る規律の統一化及び学術研究に係る個人情報保護法の適用除外規定の対象拡大の必要性
- （13） 所掌事務が増大傾向にある個人情報保護委員会の体制整備の見通し

### 太田昌孝君（公明）

- （1） 本法律案
  - ア 個人データの利活用の促進措置
  - イ 個人データの利用停止等を請求するための要件の改正前後の比較
  - ウ 個人情報の利用を禁止することとなる「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある」の要件の明確化

- る方法」について、具体例を示して周知広報を図る必要性
- エ 個人関連情報の第三者提供に当たり本人同意を取得する際の説明事項の具体的内容
  - オ 個人情報保護委員会への個人データの漏えい等報告が義務付けられる要件
  - カ 個人情報保護委員会による外国事業者に対する報告徴収、命令等の実効力の確認
- (2) いわゆる 2000 個問題の解決に向けて、個人情報保護委員会が積極的に取り組む必要性

#### 浅野哲君（立国社）

- (1) 国家公務員法等改正案
  - ア 本案の必要性
  - イ 国家公務員をめぐる情勢を踏まえた必要な改善点
- (2) 本法律案
  - ア 個人情報保護法に対する評価、法律の効果及び新たな課題の確認
  - イ 情報通信サービス事業及び技術が発展するために個人情報保護法制に必要な要素の確認
  - ウ 個人情報の漏えいが発生した際の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化がされる条件並びに報告が義務化される具体的事例
  - エ 利用停止に関し「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の具体的範囲
  - オ 仮名加工情報の作成基準
  - カ 仮名加工情報が漏えいしてしまった場合等における取扱い
  - キ カの場合への対応をガイドライン等で定める予定の有無
  - ク 仮名加工情報の第三者提供を規制することとなった理由
  - ケ 個人情報保護委員会は能動的にデータ活用の実態把握に努めてほしいという考えに対する衛藤国務大臣の見解

#### 柚木道義君（立国社）

- (1) 国家公務員が訓告処分された場合における退職金の支給割合の確認
- (2) 黒川東京高検検事長が退職した場合における退職金の支給時期
- (3) 黒川検事長の訓告処分は秘密漏えいについても加味されたものとなっているかの確認
- (4) 黒川検事長の訓告処分に国民が納得するかどうかについての義家法務副大臣の見解
- (5) 首相官邸側が稲田検事総長の辞任を求めているかの確認
- (6) 黒川検事長に再調査を行うかの確認
- (7) 黒川検事長の任期延長を行った閣議決定を撤回するかの確認
- (8) 安倍内閣総理大臣が国家公務員法等改正案の廃案も検討すると発言をした事実の確認
- (9) 国家公務員法等改正案における検事総長を含めた内閣の幹部人事に関する特例規定を削除するという民意に応えるかの確認
- (10) 黒川検事長の任期延長の閣議決定を行った安倍内閣の責任のとり方

#### 大河原雅子君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 感染症対策にジェンダーの視点が必要であるとの意見に対する政府の見解
  - イ 内閣府男女共同参画局としての関わり方
  - ウ DV相談プラスへの直近一ヶ月の相談内容及び実績
- (2) 個人情報保護法で保護される個人情報の範囲及び保護の範囲や在り方についての今後の方向性
- (3) 個人の権利利益の侵害状況及び個人情報の保護と利活用のバランスの在り方についての認識並びに

個人の人権の尊重について現在の考え方で担保できるかについての確認

- (4) 自己に関する個人データの消去を得る権利の必要性及び政府における検討状況並びに利用停止について本法律案における「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」についての確認
- (5) 端末識別子等を個人情報の定義に含めることについて検討する必要性
- (6) 位置情報について取扱いや利用の在り方を定める必要性

#### 吉田統彦君（立国社）

- (1) 故人への個人情報保護法の適用
  - ア 相続者が故人の情報を入手する場合の制限の有無
  - イ 故人の情報を入手する際に事業者等から過大な事務手続きを要求されることについての政府の認識
  - ウ 過大な事務手続きを要求している現状に対する対策及び衛藤国土大臣の認識
  - エ 他人、直系親族及び近親者による故人の著作、業績及び役職の問合せに対する法適用の可能性
- (2) 適切な個人情報の提供要請に従わなかった事業者等に対する開示命令や罰則の適用の可能性
- (3) リクナビ問題が起きた原因についての政府の認識及び本法律案における対応状況
- (4) 個人情報の利用目的における特定の範囲についての考え方
- (5) 利用目的を特定した上での個人情報利用の在り方
- (6) 他の法令で個人情報の取扱いを定めた場合の個人情報保護の在り方及びその際の人権保護や倫理についての考え方
- (7) 住民基本台帳カードの導入及び運用に当たって費やした予算総額
- (8) 金融機関が本人確認としてeKYCを採用する傾向が強まりマイナンバーカードを使用していない理由
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策における給付金等の支給基準に合致しない事業者に対する支援
- (10) 消費税を減税すべきであるという意見に対する財務省の見解及び現在の検討状況

#### 大島敦君（立国社）

- (1) 個人の人権の在り方の個々の項目について、個人情報保護委員会が行った実態把握の方法
- (2) 相談ダイヤルに寄せられる相談の件数及びその項目
- (3) 個人データの第三者提供の具体例
- (4) 個人情報の利用停止、消去等の請求
  - ア 本法律案により請求が可能となる「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の具体例
  - イ 請求権が拡大することによる事業者への影響及び負担増となる事業者に対するサポート体制
- (5) 事業者が個人情報を漏えいさせた場合等における報告義務
  - ア 報告が必要となる規模及び事案の具体例
  - イ 漏えい等の規模に関わらず報告が必要な個人データと規模の大きさに応じて報告を求めることとなる個人データとの違い
- (6) 個人情報保護についての諸外国の情勢及び協力体制
  - ア 諸外国の法体系との整合性についての認識
  - イ 国際的枠組みの構築に向けた方針
  - ウ 国際基準の重要性
- (7) 個人情報保護委員会の必要な人員確保に向けた衛藤国土大臣の決意

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) 黒川東京高検検事長の人事問題
  - ア 定年延長の閣議決定を行った内閣の一員として、衛藤国務大臣の責任の認識
  - イ 閣議決定してまで定年延長を強行した理由についての衛藤国務大臣の認識
- (2) デジタルプラットフォーマーの経済社会への影響力についての認識及び評価
- (3) 本法律案におけるプロファイリングの規制及び忘れられる権利の保障の位置付け
- (4) 利用停止等の請求の対象となる「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の具体例
- (5) 個人情報の利用を禁止することとなる「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」の具体例
- (6) リクナビ問題における個人情報の取扱いが、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」に該当するかの確認
- (7) プロファイリング等を含めて、個人情報を取得、利用する際は事前に本人の明確な同意をとる仕組みにすべきとの意見に対する見解
- (8) 欧州のGDPRとの比較
  - ア 閲覧履歴等を保有するクッキー等にも保護の対象を広げる必要性
  - イ 罰則が不十分との意見に対する認識
  - ウ グローバルな経済活動を行っているデジタルプラットフォーマーを想定したときに、法人に対する罰金刑（1億円以下）が余りにも小さ過ぎるとの意見に対する見解
- (9) デジタルプラットフォーマー等によるプライバシー侵害のリスクに対する我が国の個人情報保護制度の不十分性

**浦野靖人君（維新）**

- (1) 仮名加工情報の定義
- (2) 非識別加工情報の活用
  - ア 条例を改正して対応している自治体の数
  - イ 自治体に対する国としてのフォロー
- (3) いわゆる 2000 個問題に対する国としての考え
- (4) マイナンバーの利活用範囲を拡大する必要性